

1節 消費生活と経済



目標時間

10分

私たちの消費生活

契約と消費生活

消費者の権利を守るために

る消費生活を支える

- (1) 食べ物や衣類など、形のある商品。
- (2) 電車やバスに乗ったり、美容室で髪を切ったりするなど、形の無い商品。
- (3) 生産と消費という活動を通じて暮らしを豊かにする仕組み。
- (4) 家族や個人など、消費生活を営む単位。
- (5) 会社員や公務員の家計では給料、農家や個人商店の場合は事業で得た利益のこと。
- (6) 支出のうち、衣食や娯楽、教育、医療など生活に必要な財やサービスに対する支出。
- (7) 一般に、収入から消費支出と、税金などを差し引いた残りを( )という。
- (8) 消費者が自分の意思と判断で適切な商品を選び出し購入すること。
- (9) 消費生活は( )によって成り立っている。
- (10) 誰と、どのような内容の契約を、どのような方法で結ぶのかは、基本的に自由で、これを( )の原則という。
- (11) 1962年に、アメリカのケネディ大統領が「( )の権利」を初めて明確にかかげ、諸外国の消費者行政に大きな影響を与えた。
- (12) 1968年に、日本の消費者政策の基本理念を定めた法律。
- (13) 訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合、購入後8日以内であれば消費者側から無条件で契約を取り消せる制度。
- (14) 欠陥商品で消費者が被害を受けたときの企業の責任について定めた法律。
- (15) 契約上のトラブルから消費者を保護する法律。
- (16) 2009年には政府のさまざまな省庁に分かれていた消費者行政を一元化するために( )が設置された
- (17) (12)は、2004年に( )へと改正された。
- (18) 生産された商品が卸売業者や小売業者を経て消費者に届くまで、商品の何というか。
- (19) 商品の流通を専門的に行うのが、卸売業や小売業などの( )です。
- (20) 小売業者や卸売業者は、人での省き、流通費用を抑えるために、( )を図っている。

財
サービス
経済
家計
所得(収入)
消費支出
貯蓄
消費者主権
契約
契約自由の原則
消費者の四つ
消費者保護基本法
クーリング・オフ
製造物責任法(PL法)
消費者契約法
消費者庁
消費者基本法
流通
商業
流通の合理化

日付	1回目
/	

(間違えた番号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

日付	2回目
/	

(間違えた番号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

日付	3回目
/	

(間違えた番号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

